

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第41号

改正 平成20年9月24日規則第62号

平成28年3月31日規則第26号

令和3年9月17日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年新城市条例第95号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の申請等)

第2条 条例第4条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、設備新増設届出書(様式第1)を事業の用に供する日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出した者は、免除申請書(様式第2)を1月31日までに、市長に提出しなければならない。

3 市長は免除の決定をした場合は、免除決定通知書(様式第3)を申請者に交付するものとする。

(免除の取消し)

第3条 市長は、条例第5条の規定による免除の取消しをした場合は、免除取消通知書(様式第4)により免除の決定を受けた者に通知しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する規則（平成3年鳳来町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月24日規則第62号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日規則第24号）

この規則は、令和3年9月17日から施行する。

様式第1(第2条関係)

年 月 日  新城市長		住所又は所在地				
		氏名又は名称				
設 備 新 増 設 届 出 書						
新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり届出します。						
区 分	設 備 の 種 類	価 額	取 得 年 月 日	新 増 設 の 別	備 考	
新 設 又 は 増 設 し た も の	建 物					
	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	車 両 運 搬 具					
	器 具 備 品					
	そ の 他					
従 業 員		人	設 備 の 所 在 地			
摘 要						

様式第2(第4条関係)

年 月 日		申 請 者	住 所 (所在地)
新城市長			氏 名 (法人名)
免 除 申 請 書			
<p>新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。</p>			
土 地	所 在 地		
	面 積		
	取 得 年 月 日		
	家屋の建設着手日		
	価 額		
家 屋	所 在 地		
	面 積		
	取 得 年 月 日		
	価 額		
償 却 資 産	設 備 の 所 在 地		
	設 備 取 得 年 月 日		
	課 税 標 準 額		
	免除を受けようとする 額		
設 備 の 概 要 そ の 他			

様式第3

		第	号
		年	月 日
様		新城市長	
免 除 決 定 通 知 書			
年 月 日付け申請に係る固定資産税の免除については、次のとおり免除 する しない 旨通知します。			
土 地	所 在 地		
	面 積		
	取 得 年 月 日		
	家屋の建設着手日		
	課税標準額・税額	課税標準額	千円 税額
家 屋	所 在 地		
	面 積		
	取 得 年 月 日		
	課税標準額・税額	課税標準額	千円 税額
償 却 資 産	所 在 地		
	取 得 年 月 日		
	課税標準額・税額	課税標準額	千円 税額
右の理由により 免除できない。			

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①前記の審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、前記の審査請求に係る裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4(第5条関係)

		第 号
		年 月 日
様		
新城市長		
免 除 取 消 通 知 書		
年 月 日付け で決定した固定資産税の免除は新城市過疎		
地域における固定資産税の課税免除に関する条例第5条の規定により取り消しましたの		
で通知します。		
申 請 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (法人名)	
免除を取り消す税額		円
取消し理由		

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、①前記の審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、前記の審査請求に係る裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。